

## 仕様書

### 1 件名

吹田市本庁舎外 83 施設で使用する電力調達（本件は、以下の 2 つの電力調達で構成する。）

- (1) 吹田市本庁舎外 79 施設で使用する電力調達
- (2) 水道部庁舎外 3 施設で使用する電力調達

### 2 概要

- (1) 受電場所 別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり  
(一部施設では需要場所が複数か所あるため、需要場所としては全 85 か所となる。)
- (2) 用途 施設内使用電力
- (3) 電気方式等 別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり

### 3 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約（契約書は、1 件名(1)、(2)それぞれで作成する。)
- (2) 予定使用総電力量 25,198,617kWh/年（内訳は以下のとおり）
  - ア 吹田市本庁舎外 79 施設で使用する電力調達（23,892,542kWh/年）
  - イ 水道部庁舎外 3 施設で使用する電力調達（1,306,075kWh/年）
- (3) 供給期間 令和 6 年 1 月の検針日から令和 7 年 1 月の検針日前日まで  
なお、別紙 1-1 の No. 16 南千里庁舎の調達期間は令和 6 年 1 月から令和 6 年 5 月中、No. 18 中消防庁舎の調達期間は令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月中までとする。
- (4) 契約電力  
別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり  
ただし、契約電力が 500kW 未満の施設においては、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。
- (5) 受電場所毎の予定年間使用電力量  
別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり  
なお、令和 5 年度以降についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より各受電場所の開館状況や使用状況等による使用電力量への多少の影響を及ぼす可能性があることから、予定使用電力量についても施設により増減が見込まれる。
- (6) 供給電力の要件等  
供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は 100%とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。
  - ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電力又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電力とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電力由来の証書であって  
FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエ  
ネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー 電力由来の J-クレジット

(7) 電力の検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は発注者と受注者の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

また、計量期間は前月の計量から当月の計量までとする。

(8) 電気料金の算定

料金の算定は 1 月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

なお、契約単価は、施設グループごとに同一単価とすること。また、施設グループ間で同じ契約種別であるものは、同一単価とすること。

(9) 力率

ア 受注者は契約期間において、当該地域を管轄する一般電気事業者の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じて、その月の平均力率により、力率割引又は割増を行うものとする。

イ 力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。）。

ウ 平均力率の算定式は当該地域を管轄する一般電気事業者の供給条件による。

なお、入札価格算定時の力率は 100%とする。

(10) 燃料費調整等

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。なお、当該地域を管轄する一般電気事業者が電気料金の改定により、電気供給条件（特別高圧・高圧）を変更した場合は、燃料費調整単価の算定に用いる基準燃料価格及び基準単価に、どの時点の値を適用するかについて、発注者と受注者の協議のうえ、決定する。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(11) 支払方法

受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、発注者は請求書を受領した日から 30 日以内に、その代金を支払うものとする。なお、各施設の請求を一定集約することや、

請求明細の電子データを提供すること等について協議を行い、発注者の円滑な支払いが可能となるようにすること。

#### 4 契約電力の変更

供給期間中に対象施設の廃止等があった場合は、契約電力の変更に応じること。

なお、別紙1-1のNo. 1について、契約電力の変更をする可能性がある。

#### 5 再生可能エネルギー電力の確認資料

- (1) 再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすことを確認できる資料として、契約締結後遅滞なく、特定電源割当計画書（様式1-1）及び特定電源割当計画書（内訳）（様式1-2）を契約担当課に提出して、承認を得ること。なお、次の(2)で提出する様式を任意のものとする場合、計画書提出時に提示すること。
- (2) 供給元電源情報及び非化石価値等の環境価値の移転量を確認するため、契約における電力供給が終了後翌月10日までに、特定電源割当証明書（様式2-1）及び特定電源割当証明書（内訳）（様式2-2）を契約担当課に提出すること。なお、提出された書類に記載されている情報が、「3 供給仕様(6) 供給電力の要件等」を満たしていない場合、受注者は「3 供給仕様(6) 供給電力の要件等」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。

#### 6 その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。
- (2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力量等必要なデータ（30分ごとの電力使用量データ等）提供の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 通信設備等
  - ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし、設置工事については、受注者の負担とする。
  - イ 通信設備等の取付場所は、発注者と受注者の協議の上、場所を選定し、発注者が提供する。
  - ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。
- (4) 受注者は、発注者から緊急連絡先を含めた連絡体制表を送付するように求められた場合は、これに応じること。
- (5) 契約期間中の各受電場所の実績使用量が、「3 (5) 受電場所毎の予定年間使用電力量」に満たない場合や、超過した場合についても、契約した単価に基づく料金とし、受注者は、料金の追加請求を行わないこと。また、当該地域を管轄する一般電気事業者が料金

改定を行った場合においても、この入札により契約した単価の変更は行わないものとする。なお、その他、この仕様書に定めのない受注者の請求については発生しないものとする。

- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定める。